

**草の根・人間の安全保障無償資金協力に係る本邦 NGO によるフォローアップ事業
(対象国: ラオス)**

特定非営利活動法人 難民を助ける会
特定非営利活動法人 IV-JAPAN

1. 概要

- 調査期間 2014 年 4 月 28 日－4 月 30 日 (3 日間)
- 調査者 難民を助ける会 ラオス駐在員 岡山典靖
 IV-JAPAN ラオス駐在員 須田裕美
- 同行者 外務省 国際協力局 国別開発協力第1課 村上佳南
- 調査案件及び主な課題

平成 22 年度に実施された 14 案件中、道程や分野を勘案し、以下 5 案件を調査者が選定した。

No.	分野	案件名	被供与団体名	完工日
1	民生環境	サワンナケート県コークレーン 給水施設建設計画	コークレーン村	2011/07/20
2	通信運輸	サワンナケート県ファイサーイ村・ウムナムコーン村間 村落道建設計画	ファイサーイ村	2011/09/15
3	医療保健	サラワン県ナーシヤド村 ヘルスポスト建設計画	サラワン県保健局	2011/12/20
4	医療保健	サラワン県ワンカナン村 ヘルスポスト建設計画	サラワン県保健局	2011/12/20
5	教育研究	セコン県ポーレン村 中学校建設計画	ラマム郡教育局	2011/09/01

- 調査結果(主な評価や課題)

1	給水施設建設	周年を通じて対象 3 村へ給水を提供することが目的であったが、2-5 月乾期後半は水源が枯渇し給水できない状態であった。また、水量が確保できる雨期においても水源から遠方にある対象村へは十分な水量が供給されていない。
2	村落道建設	土舗装道路であり、道路全体の約 4 割の土砂が流れ、陥没箇所が多く通行が困難であった。住民によると完工後、最初の雨季から道路が崩れ始めたとのこと。
3	ヘルスポスト建設	案件 3、4 とともに僻地における医療サービスの向上に大きく貢献している。しかし案件 3 では施設内の衛生状態の改善、案件 3、4 とともに医療施設としてバリアフリー設計にすべきであったなど、ソフト面や計画において改善の余地が見られた。
4		
5	中学校建設	供与された机の天板の相当数が劣化・破損し、品質の耐久性に課題が見られた。供与された学校トイレに給水がないため、使用できない状態であった。

2. 提言

(1) 施工成果物の品質管理・品質保証

給水施設、道路建設案件における事例から、成果物の品質についての課題が挙げられた。成果物に瑕疵が認められた場合には被供与団体の責任において対処することになっているが、財政事情等により村役場などがこれらの課題に対処することは困難である。機能が不十分な建造物が残るよりは、確実に品質を保証するため、改善策として以下を提案する。

- 案件審査において、大使館の判断により施工の品質が懸念される案件については次の措置を取る。
- 施工予定業者が十分な技術・経験を有するかどうかを確認するため、案件の審査段階で現地を訪問する際には被供与団体のみならず施工業者についても調査する。
- 設計書(図面、測量図、構造図や材料の規格等)の適正度を確認するため、大使館がコンサルタント(第三者機関)を起用してその精度確認を依頼する。

(2)大使館内のGGP実施人員体制

案件選定審査、事業実施、フォローアップという一連の過程において、より専門的な知見から被供与団体へ助言ができるよう、採択件数が多い支援分野(医療保健、教育研究など)については専門的知識・経験を有する外部委嘱員を確保すべきであると考えます。

(3)GGPの広報体制

・ 広報媒体

在ラオス大使館のGGPについての広報は現在のところ大使館ウェブサイトのみである。地方ではインターネットのアクセスが限られており、GGPの対象となりうる潜在層に情報が届いていない可能性がある。現地語の全国紙に案内を掲載、現地NGOネットワークを通じた広報など、広報媒体の多様化について提案する。

・ ウェブサイトにおける使用言語

在ラオス大使館ウェブサイトは日・英語による案内が主であり、ラオス語による情報が整備されていない。草の根レベルで英語の読解力のある人口は少ないため、現地語による案内を整備することを提案する。

・ 募集要項の構成内容

在ラオス大使館ウェブサイトの記載からは、GGPの対象分野が学校、保健所、給水施設、灌漑及び道路の建設に限定された支援であるように読み取れる。申請段階で案件の分野が特定され、同分野以外の活動を行う団体からの申請が阻まれることがないよう、広報内容・構成に改善することを提案する。

(4)日本NGOの経験活用

ラオスで活動するNGOは10数団体存在するが、支援分野は医療、教育、職業訓練、障害者福祉、農業、不発弾関連などと多岐にわたる。各分野における専門性を持つ日本NGOから助言を得ることも有効であると考え、GGP案件の審査において日本NGOの知見を活用できるシステムの構築を提案する。

(5)本提言内容に対するフィードバック

今回の各提言について外務省又は日本大使館からの判断、そして提言を具現化するための対策の有無について、一定期間後にフィードバックされることを依頼する。

3. 本邦NGOによるフォローアップ事業の運用に対する提案

(1)事前オリエンテーション

現地調査において課題が発覚した場合には以降の対策について、調査者が裨供与団体と協議、団体へ適宜指示することについては事前オリエンテーションにおいて明確に説明されなかったため、このことは契約書委託業務内容として明記することを提案する。

(2)報告書の提言部分

報告書の校閲作業において外務省とやりとりをする中で、提言は当該対象国のみではなく、GGPのスキーム全体に対するものであることが求められたが、調査を実施した当該国に限定した提言とした方が現実的であると考えられる。今後のためにこの点が整理・明確化されるべき。

(3)契約団体の選定

本フォローアップ事業において契約する本邦NGOがそれぞれの専門分野の案件を評価することができればより効果的である。対象案件を選定する過程と、契約団体を選定する時期との兼ね合いを調整するのも困難ではあるが、本邦NGOを活用したより効果的な評価のために提案する。

以上